■ 評価替え

土地と家屋については、原則として、3年毎に評価の見直し(評価替え)を行います。この評価を見直す年度を基準年度といいます。(今回は令和6年度)

基準年度の評価額は、本来3年間据え置きますが、令和7、令和8年度において、土地の地目変更や家屋の増改築があった場合は、基準年度以外の年度でも評価額の見直しを行います。

令和7、令和8年度において、地価の下落があり令和6年度の評価額を据え置くことが適当でない 土地は、評価額の修正(下落修正)を行います。

● 課税明細書

納税通知書には課税対象の土地、家屋についての所在、地番、地積、家屋番号、床面積、評価額及び課税標準額等が記載された課税明細書を同封しておりますのでご確認ください。

また、課税明細書の中で事業用資産に係る分は、所得税の確定申告等にもご活用ください。

■ 固定資産の縦覧制度

縦覧制度は、市内に固定資産を所有し、その固定資産に係る納税者が、自己の土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較して、これが適正であるかどうかを縦覧期間中に限り、確認できる制度です。

縦覧期間は毎年4月1日から5月末日までです。

なお、縦覧の際には納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証等)の提示が必要です。

■ 固定資産評価審査委員会に対する審査申出

固定資産の評価額に不服がある場合は、うきは市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。申出期間は固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日(通常4月1日)から納税通知書の交付を受けた日から起算して3ヶ月以内までです。

審査の申出ができるのは、原則として評価替えの基準年度ですが、地目の変換や家屋の新増築などにより評価が変わった場合や地価の下落に伴う土地の評価額が修正された場合には、その年度も申し出ることができます。

審査申出先:うきは市固定資産評価審査委員会(事務局:総務課 総務法制係)

■ 納税義務者が死亡した場合の手続きについて

土地や家屋の所有者が死亡した場合、固定資産は相続人の所有となります。法務局で相続登記の手続を行ってください。登記名義変更後は、新しい所有者が納税義務者となります。

諸事情により相続登記が済んでいない場合は、相続人の代表者を決めて、「相続人代表者指定届」を提出してください。提出後はその代表者に納税通知書を送付します。

相続人代表者はあくまで納税上の代表者です。相続の登記とは関係ありません。

相続人代表者指定届提出先:うきは市役所 税務課資産税係(**☎**0943-75-4977) 又は浮羽市民課コンシェルジュ係(**☎**0943-77-2112)